

佐渡汽船の運賃割引 介護帰省者について(お知らせ)

佐渡汽船の運賃割引は有人国境離島法に基づき、佐渡市民を対象に適用されています。

1 対象者

「要介護認定等の家族を介護するために佐渡市に反復継続的(一人が1年間に6回(6往復)以上)に来訪する親族」※ただし、施設入所者への面会の場合は除く。

2 対象範囲

満18歳以上で要介護または要支援認定された方の「2親等以内の親族」に限る。

3 運賃割引の適用範囲

カーフェリー・ジェットフォイルの旅客運賃

※自動車航送運賃は対象にはなりません。

4 申請に必要な書類

①佐渡市民サービスカード交付申請書(様式第4号)

※佐渡市ホームページ(<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2016/41201.html#b>)

佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンターにあります。

②要介護認定者等の被保険者証等の写し

③要介護認定者等の親族であることを確認できる公的機関が発行する書類 (戸籍抄本、戸籍謄本等)

④介護をする方の身分証明書(※運転免許証、健康保険証等)の写し

5 申請方法

申請に必要な書類を揃えて、佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンターへ提出してください。郵送の場合は下記の佐渡市交通政策課へ提出してください。

6 受付場所

佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンター(平日8:30~17:30)

【送付先／お問い合わせ先】 佐渡市交通政策課
〒952-1292 佐渡市千種232番地
TEL 0259-63-3184

介護帰省者の運賃割引に関するQ & A

Q1 申請に必要な書類で、親族であることを確認できる書類は具体的にどのようなものですか。

A1 戸籍謄本等に介護される方との親子関係等を示す内容が明示してあるものが必要となります。

Q2 有効期限はありますか。

A2 一年間となります。また、更新の場合は有効期限の3ヶ月前から行えます。
※なお、特別な事情を除き、前年一年間の来島が6回(6往復)以上ない場合は更新できませんのでご了承ください。

Q3 兄弟姉妹等で介護している場合はどうすればよいか。兄弟姉妹等合わせて6回(6往復)以上介護するのであればよいですか。

A3 兄弟姉妹等で介護している場合はそれぞれ申請をしてください。
兄弟姉妹等合わせて6回(6往復)以上ではなく、介護する方一人が6回以上で対象となります。

Q4 申請をしたら、何か送られてきますか。

A4 申請書類の到着後から一週間程度を目途に佐渡市交通政策課から佐渡市民サービスカード(準住民用)を送付いたします。

Q5 利用するときはどうすればよいのですか。

A5 佐渡汽船の窓口にて市民カードと併せて身分証明書をご提示ください。
なお、券売機ではご利用できませんのでご了承ください。

Q6 市民カードの有効期限の途中で介護される方が亡くなる、病院へ入院、施設へ入所した場合等はどうなりますか。

A6 Q6のようになった場合は適用から外れることになりますので、市民カードを佐渡市交通政策課までご返却ください。

Q7 有効期限までに6回(6往復)以上できなかったため、更新することができなかった。再申請したい場合、できるのか。

A7 介護対象者の介護状態が変わり、佐渡へ何度も来る必要となった場合、再申請可能です。その場合は、新規申請扱いとなりますので、申請書等を揃えて申請ください。